

## 入 札 説 明 書

令和5年札幌市告示第2006号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年4月24日

2 契約担当部局

〒003-0801 札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 札幌市菊水分庁舎  
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課システム総括係  
電話 011-826-6713

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

ア 基幹系情報システム運用保守業務（住民記録等） 一式

イ 基幹系情報システム運用保守業務（団体内統合宛名等）一式

(2) 調達案件の仕様等 「業務仕様書」による。

(3) 履行期間 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで（24か月）

(4) 履行場所 本入札説明書に添付する業務仕様書（添付1）により別途指定する場所

(5) 入札方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が最も優れた内容で申し込みをし、かつ入札参加資格を有している者を落札者とする総合評価一般競争入札により行うため、入札書及び提案書を提出すること。

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス」に登録されている者であること。なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記5(3)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）  
電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9\\_wto.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html)

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本市が定める管理基準（別添「個人情報取扱安全管理基準」参照。）に適合する管理体制を有していること。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記2に同じ。
- (2) 仕様書に関する問い合わせ先  
〒003-0801  
札幌市白石区菊水1条3丁目1-5  
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課住民システム担当係  
電話 011-826-6748  
メールアドレス sapporo-pmo@city.sapporo.jp  
業務仕様書に関する質問は、令和5年5月29日（月）14時00分までに、文書又は磁気媒体（Microsoft Excel 等で作成した CD-ROM 等）により提出し、若しくは電子メールにより送信すること。なお、ファクシミリは不可とする。また、問い合わせ時は質問箇所を明示し、質問の意図を明確にすること。
- (3) 入札書の受領期限  
令和5年6月12日（月）16時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 入札書の提出方法  
入札書は別紙1「入札書」にて作成し、持参又は送付により提出すること。  
なお、提出にあたっては以下に留意すること。  
ア 持参して提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年7月31日（月）10時00分開札〔基幹系情報システム運用保守業務（〇〇）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、内封は上記アのとおり、外封は「令和5年7月31日（月）10時00分開札〔基幹系情報システム運用保守業務（〇〇）〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。  
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。  
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札の無効  
ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに別紙2「委任状」を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所 令和5年7月31日（月）10時00分から上記3(1)の役務ごとに順次行う。

札幌市菊水分庁舎2階会議室（札幌市白石区菊水1条3丁目1-5）

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 提案書等に関する事項

本件は総合評価一般競争入札を採用するため、落札者決定基準、業務仕様書等に基づき入札者から提案を求める。

(1) 提案書の提出場所

上記2に同じ。

(2) 提案書の提出期限 上記5の(3)に同じ。

(3) 提案書の提出方法

「提案書作成要領」（添付2）によるものとする。一度、提出した提案書等

については、原則、修正及び差し替え等は認めない。

- (4) 提案書の記載内容・要領については、「提案書作成要領」によるものとする。
- (5) 提案書等の作成及び提出に要する費用  
すべて入札者の負担とする。
- (6) 提案書等の権利関係  
入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は入札者に帰属するが、提案書等は一切返却しない。ただし、本業務において公表が必要と認められる場合は、提案書の全部または一部を使用できるものとする。  
なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。

## 7 提案書ヒアリングの実施

提出された提案書の内容について、真偽や実現性等について必要に応じヒアリングを行う。ヒアリングを実施する場合、日時等の詳細については入札者に対し、令和5年7月7日（金）12時00分までに連絡するものとする。

## 8 落札者の決定方法に関する事項

### (1) 落札者の決定

落札者の決定に当たっては、別添「落札者決定基準」に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本件にとって最適な者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において、入札があった者のうち、総得点の最も高い者を落札候補者として、落札保留とする。下記(7)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

- (2) 提案内容の評価 別添「落札者決定基準」に基づき提案内容を評価し、「技術点」を付与する。なお、技術点の採点は、技術評価委員会において、入札者から提出された提案書を公正に評価し、行うものとする。
- (3) 入札価格の評価 入札価格等については、別添「落札者決定基準」に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を付与する。
- (4) 総合評価の方法及び落札者の決定方法 (2)及び(3)で評価した、「技術点」及び「価格点」の合計点数が最も高い者を落札候補者とする。（予定価格の制限の範囲内において、入札があったことが前提となる。また、別添「落札者決定基準」に定める内容をすべて満たしていることが前提となる。）
- (5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の決定については、「価格点」と「技術点」を総和した総得点と同じものが2社以上ある場合、「技術点」が高いものを落札候補者とする。「技術点」が同じ場合は、「入札金額」が低い者を落札候補者とし、「技術点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、直ちに当該入札者がくじを引き、落札候補者を決定するものとする。
- (6) 総得点の最も高い者を落札候補者とするのが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合の対応 その者から事情を聴

取のうえ、合理的な理由がないと認められるときは、その者を落札高所者とせず、次点のものを落札候補者とする。

- (7) 入札参加資格の審査 落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別添「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
- (8) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い 上記(7)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、上記(6)の次点の者を新たな落札候補者として、上記(7)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

## 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金 免除

- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書（案）等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

- (5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

- (6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送

付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙3「契約書(案)」のとおり

(8) 上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

(9) 上記8(7)により入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、その事由についての説明を書面(様式は自由)により求めることができる。なお、提出は持参することにより提出するものとし、送付又は伝送によるものは受け付けない。

(10) 本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(11) (10)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。